

法人春日部

4月号

2025年(令和7年)4月8日発行

No.202



見沼代用水からの富士山



公益社団法人 春日部法人会

〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号

TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

春日部法人会HPは毎週金曜日《更新》

kasukabehojinkai.jp 春日部法人会 検索



税制改正アンケートにご協力ください

みなさまの貴重なご意見が国の税制改正に反映されます！
令和8年税制改正に向けたアンケートにご協力ください
今年もQRコードを活用した回答方法で実施されます

春日部税務署年頭訪問

令和7年1月9日(木) 於 春日部税務署署長室

春日部法人会は、春日部税務署の協力団体です。

毎年、署長講演や様々な研修の講師などをお願いしていますが、その他にも様々な事業や会議にご出席いただき、ご指導をお願いしています。また、税をめぐる法人会の活動について懇談の機会もいただいています。今回は、1年を経過した能登半島地震への支援策や租税教育と芸術文化鑑賞、添付資料を含めたe-Tax、キャッシュレス納付の普及・啓発などについて意見交換しました。



令和7年1月26日(日)に新春公開講演会を開催

脳科学者の中野信子氏を講師に招いて 気持ち良く税を納める秘訣は？

於 正和工業にじいろホール（春日部市民文化会館）



冒頭の主催者挨拶で、「税を納めるなら、気持ち良く払いたい。その秘訣を脳科学の立場から紐解いていただきたい。」と田中彦八法人会長。

登壇した中野信子氏は、「いきなり大変な課題をいただきました。」と講演を始めました。

人はそもそも合理的な意思決定をしにくいという面を持っている。

サンクション（sanction⇒制裁）とは、他者が抜きん出ている時に発する妬みに似た感情。こうした感情が合理的な意思決定を妨げている。

人の脳の重さは約1.5kgで、その構造から演算能力には限界がある。このため、長期的な視野を持って合理的な意思決定ができず、自分が、自分だけが多くの税を支払うことを悔しいと思ってしまう。

悔しいと思う気持ちの値段が高くなってしまふ人は、セロニンの働きが弱く、悔しいと思う気持ちの値段が安い人はセロニンの働きが強い。日本人の97%は値段の高い人。

CONTENTS

春日部税務署年頭訪問／新春公開講演会	2
県連東部ブロック公開講演会	3
中学生の「税についての作文」優秀協力校に支部長賞を贈呈	4
税についての作文入賞作品（15作品）	5～12
県税からのお知らせ	12
令和8年度税制改正アンケートにご協力ください	13
コラム～実践税務調査～	13
税務署だより	14～17

税金教室とN響コンサート 子どもたちの声	18～19
女性部会 税の講話とティーコンサートを開催	20
緑のトラスト基金寄付報告	20
想うがまま 蓮田支部／杉戸支部	21
新入会員ご紹介	22
会費・負担金の自動振替及び振込について／変更届のお願い	22
経営者のリスク管理	23
自主点検チェックシート 新設法人編	24

令和7年2月17日(月)に埼玉県連東部ブロック公開講演会を開催

元自衛隊統合幕僚長の河野克俊氏を講師に招き「今後の日本の安全保障と課題について」をご講演

於 越谷コミュニティセンターサンシティ小ホール

埼玉県連が主催し、川口、西川口、春日部、越谷の4法人会で構成する東部ブロックが担当した公開講演会が2月17日(月)に越谷サンシティ小ホールで開催されました。

講師にお招きしたのは元自衛隊統合幕僚長の河野克俊氏。YouTubeなどでもお馴染みの笑顔の素敵な講師です。

日本の近代史を踏まえて今の世界を取り巻く安全保障情勢などを語っていただいた後、インド太平洋地域における防衛網に関連する各国の状況と日本の安全保障へのリスク等を語っていただきました。

特に、2018年に韓国済州島で開催された国際観艦式の際に海上自衛隊旗を掲げるなどといった指摘に対する外務省による旭日旗の見解などエピソードを交えた内容に苦笑の漏れる場面も。

また、日本海で自衛隊の哨戒機がレーダー照射を受けた事件では我が国の政治家が謝罪など求めるなどといった

発言があったというエピソードなど、政治と自衛隊との乖離が心配な面を感じさせてくれました。

台湾有事は日本の有事といった台湾問題や尖閣諸島への隣国の脅威などにも触れていただきました。

今の日本は備えあれば憂いなしといった抑止力がなければ、丸腰での対話で解決させることなどできない相手に囲まれています。我が国の地政学上の立場を憂慮させられるとともに、自衛隊がとても頼もしい存在であることを再認識できる講演内容と感じられた2月の月曜日の午後のひとときでした。



このため、気持ち良く税を納めるには、冷静に気持ちを落ち着かせ長期的な視点で考えてみたら良いと思う。例えば、子どもたちへの投資、老後のケアの充実、そしてより良い国をつくるなど、将来自分や家族、地域社会に還元されるメリットを思い浮かべてみたら良いのではないかな。

中野氏は講演の終盤で最近の脳の検証では脳の神経細胞は90歳の方でも増え続けていることが証明されたと語りました。増やそうという気持ちが大切で、65歳位が分かれ目。適度なストレスを脳に与えていた方が、全くストレスのない方よりも脳のパフォーマンスが高くなり、過度なストレスを与えてしまうと上昇していたパフォーマンス曲線は急降下するなどとおっしゃっていました。最後に適度なストレスで上手に脳のパフォーマンスをコントロールしましょうと講演を締めくくりました。



<見沼代用水からの富士山>

四季折々の表情を見せる富士山。残雪の富士山と桜のコラボレーションは春の訪れを感じる絶景です。春を迎えると、久喜市菖蒲地区に繰り広げられる桜回廊。見沼代用水沿いの桜並木と、はるか彼方に聳え立つ富士の山を捉えたベストショットの1枚を地元在住の写真愛好家の方から提供されました。久喜市内には、くき桜マップとして11か所の桜スポットを紹介しており、見頃情報も随時更新しています。他に久喜市観光ウォーキングコースとして菖蒲地区を起点とするコース。江戸期に卓越した技術で開削された見沼代用水路に沿った遊歩道を歩き、富士山、秩父連山、浅間山など秀麗な山容を遠望しながら、是非チェックして足を運んでみてください。

【写真提供】久喜市菖蒲町菖蒲在住 寺井雅彦 様



令和6年度 中学生の「税についての作文」

優秀協力校に支部長賞を贈呈

「税についての作文」は、国税庁と納税貯蓄組合連合会が主催する全国規模の事業です。法人会の全国組織である公益財団法人全国法人会総連合は、この事業を後援しています。春日部法人会では、中学生の時期に税について考えることは大変意義のあることと捉え、積極的に協力し、優秀作品に会長賞、優秀協力校に支部長賞を贈っています。

今年度の応募状況（40校3,312編）や入選者・優秀作品は、11月及び1月発行の広報誌でお知らせしましたが、今号では、募集に特に功績のあった学校に贈られる「支部長賞」の贈呈の様子と優秀作品の一部をご紹介します。（作品の学校名・学年は入賞時のものです）



春日部支部
春日部市立豊野中学校



岩槻支部
さいたま市立城北中学校



久喜支部
久喜市立太東中学校



蓮田支部
蓮田市立蓮田南中学校



幸手支部
幸手市立東中学校



宮代支部
宮代町立前原中学校



白岡支部
白岡市立菁莪中学校



栗橋支部
久喜市立栗橋東中学校



鷺宮支部
久喜市立鷺宮中学校



杉戸支部
杉戸町立杉戸中学校

菖蒲支部 該当なし

安心と健康が守られる社会へ

春日部市立豊春中学校 3年
渡辺 陽己さん

「受付お願いします。」

小児科の受付で、いつものように保険証と子ども医療費受給者証を手渡したとき、ふと、受給者証の色が、これまではピンク色だったのが、水色になっていることに気付いた。もしかしたら、出すものを間違えたのではないかと不安になって、後から病院に入ってきた母に確認をした。

「今年の四月から、受給者証が変わったの。今までは中学生までの医療費が無料だったのが、新しくなって、高校卒業まで無料になったのよ。有難いわ。」と母は言った。

そういえば、僕が病院にかかったときは、お金を払ったことがないことに、今更ながら気が付いた。父と母も一緒に受診したときは、大人の分だけ払っている。なぜ、子供は無料なのか、病院はそれで損をしていないのか、疑問に思っ母に聞いた。すると、子供の医療費は、市の税金からしっかり病院に支払われているので、病院が損をしていることはない、とのことだった。

僕は小さい頃は体が弱く、しばしば通院したり、大きな病気を思い、長く入院したり、手術をしたりと、病院のお世話になることが多かったのを覚えている。小学校に上がってからはずっとサッカーをやっていたので、怪我も多く、その時も何度も病院へ通った。それらの全てが無料だったというのは驚きだった。両親からしてみても、無料なのは有難いけれど、僕たち子供からしても、お金の心配無く、安心していつでも病院に行け

るというのはすごいことだ、と改めて思った。それが市内の高校生まで無料になったというのは、本当にすごいことなのではないか。

もしかしたら、市に子供が少ないからできることなのかもしれない。しかし、人数の多い高齢者も、医療費は一割か二割負担の人がほとんどなので、そこでも多くの税金が使われている。それに加えて、高校生まで医療費無料は、市のおかげなのと併せて、住民税を納めている、働く大人の頑張りから成り立っているのだ、ということに気が付いた。

僕の家は会社を営んでいるので、毎月両親が、今月も税金高いね、と言いながらも従業員分の住民税を支払っているのも知っている。住民税以外にも、健康保険や年金など、支払うものは多いそう。でもそれを納めることで、今の僕たち子供や高齢者の、安心と健康が守られているのだと知った。

この先、両親が年を取ったときに、今度は僕たちが支え、守る側になり、両親や、僕たちの下の世代や、子供たちが守られる側になるのであれば、それは正しい循環だと思う。

僕も大人になったら、きちんと税金を納めて社会を支えたい。また、税金の用途を、きちんとみんなの為に考えてくれる為政者を選ぶ選挙に参加して、将来、みんながより暮らしやすくなるように、社会に参加していきたい。

久喜市長賞

寄り添う税のカタチ

久喜市立久喜中学校 3年
細野 恵名さん

「トイレに行きたい」けど・・・あの日「衣装ケース」しかなかった。トイレが使えなくなり、大勢の人が同じ「衣装ケース」に用を足す、そんなこと想像できるでしょうか。それが現実になったのが2011年に発生した東日本大震災だったと、NHK命を守る情報サイト・災害列島の記事で知りました。

石巻市にある小学校の体育館には、震災翌日には約800人が身を寄せていました。津波の影響でトイレは使えない状態の中、暗幕で囲われた一角でフタ付きの透明な「衣装ケース」のフタを取り、トイレの代わりに使う。それを避難所の担当者が毎日外に運び、まとめて捨てる。そんな生活は3日間も続いたそうです。

当時の避難所での「恐怖」をある女性が語って下さっています。「衣装ケースはけっこう大きめのサイズで、高さや幅もあったのでケースにまたがり中腰になって、用を足すのはとても大変でした。しかもケースにはキャスターがついていて動くのでとても不安で。」

私はもし自分だったらとか、し尿を運んでくれた担当者の気持ちを考えて、それは衝撃的なことでしかありませんでした。

ちょうど今年8月に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたことや、「首都直下地震」に備えて、災害時に快適なトイレ環境を確保することは命に関わる重要な課題として、私達も認識しなければならないと思います。

そこで私は、公共事業関係費に使われる税金で避難所に運用され、被災者から好評であったことが報告されている、マンホールトイレに着目しました。マンホールトイレとは、マンホールの上にテントや囲いと簡易的な便座を設置して使うものです。日常生活に近い環境を迅速に確保できることや、し尿は下水道に直接流せることが特徴です。また、下水道管が破裂しても使える、貯留型も広がりつつあるということに驚きました。

私の住む埼玉県は、マンホールトイレの設置数が全国第5位で、中でも久喜市には11基設置されており、みんなの身を守るために税金が使われていることに、安心とその重みを感じました。

さらに夏休みを利用し、市役所に足を運び、危機管理課の方にマンホールトイレの現状を教えてくださいました。

災害時には、まず自助としてすぐに利用可能な携帯・簡易トイレを使う。次にマンホールトイレを併用し、さらに運搬に3日程かかると言われる仮設トイレといった公助に頼る。この様に、複数のタイプを組み合わせることで安全を確保する、という考え方があるそうです。

国土交通省もマンホールトイレの整備を各自治体に促しているという観点からも、命を守り尊厳を守ることが税金でまかなわれていること、そして命に関わることだからこそ後回しにしてはいけないことを、私はこの機会を通して、広くみんなに伝えていきたいと思います。

税の歴史から分かる税のありがたさ

蓮田市立黒浜中学校 3年
ファイザール ゼイナさん

税金というものは複雑で、負担が大きいものだと思っていた。しかし、学校の歴史の授業で税金は古代から現代にかけて、国家や社会の運営に欠かせない要素として存在してきたことが分かった。税の歴史を振り返ることで、私は税の重要性和ありがたさに気づくことができた。

古代日本では、税制は主に農民からの年貢や物品で成り立っていた。「班田収受法」では租・調・庸・雑徭等という現代に比べ、かなり重い税が課されていたと知った。

中世に入ると、税制度が大きく変わり、鎌倉時代には武士の支配体制が確立し、領主が農民から年貢を徴収する形になった。「地頭制度」や「荘園制度」が導入され、土地の管理と税の徴収が行われていて、農民からの反発もあったと学んだ。

近世になると、江戸時代の幕藩体制では税制がさらに整備され、「五公五民」など、さまざまな税制を採用し、土地の生産高に応じて税の徴収が行われたと知った。

明治維新では税制度の大改革が行われ、地租改正などの実施により、近代国家の基盤がつけられた。戦後には所得税や消費税が導入され、日本は戦争による破壊からの復興と経済成長を遂げたと学んだ。

どの時代でも税は社会の安定と国家の運営を支える大切なものだと分かったが、やはり今の税制と比べると不公平な部分が多いように感じる。そう考えると、社会保障制度の充実が進み、充実した生活が送れている今がとてもありがたい。私

が普段、当然のように使っている学校の机やいす、教科書や校舎など、税金でまかなわれているもののありがたさを税の歴史を学ぶことで実感することができた。

現代の日本においても、税制は社会の変化に対応して進化を続けているときいたことがある。例えば環境問題や高齢化社会への対応として環境税や森林環境税の導入が検討されているという。日本の歴史を通して、私は税は常に国家の運営と社会の発展を支える重要な役割を果たしてきたと知った。税制の変化を理解することで私たちの生活がどのように税金によって支えられているかを知ることが大切だと私は考える。税を単なる負担ではなく、よりよい社会を築くための材料であることを認識し、納税によって社会に少しでも貢献できるようにこれからも税について関心を持ち、まずは税について知るところから始めていこうと思う。

税金のありがたさ

幸手市立幸手中学校 3年
原 渚さん

私たちは日々、商品を購入するときに、お金を払っている。また、同時に消費税という税金も払っている。現在、消費税は商品の金額のうち10パーセントの金額である。2019年に税率が変わり、現在の10パーセントという値になり、以前は8パーセントであった。私は、その当時、なぜ税率が高くなるのだろうと疑問に思うとともに、消費税がなければ、消費税の分、商品を安く購入することができ、他のことにもお金を費やすことができるのにと消費税はなければいいと思った。しかし、消費税、税金は私たちの生活に重要な役割を果たしているということに今になって気づいた。

私は、以前、母と歯科医に行った時、医療費を見て、「あまり高くないね。」と母に言った。すると、母は、「医療費の7割は税金で払われていて、自分たちで実際に払う金額は3割だけだから本当はとても高いよ。」と話した。私は驚いた。医療費がそんなにも高かったとは知らなかった。それと同時に、税金のおかげで高い金額を支払わなくてもよいのだと気づいて、税金のありがたみを感じた。また、普段払っている消費税は払いたくないなと思ってしまっているが、結局は私たちのために使われているので、私たちが税金を払う必要性、責任を感じた。

もしも、私たちが税金を払っていなかったら、どうだろうか。高額な医療費はすべて自分で払わなくなってしまい大きな負担となる。また、税金は他の場面でも私たちの生活で重要な役割を果たしている。例えば、高齢者は税金の一部から年金

というものをもらって、働くことができなくなった後も年金のおかげで生活できているが、年金がなければお金もなくなり、生活することができなくなってしまう。また、私たち中学生や小学生が学校で学習するためにも税金が使われている。税金がなければ、教科書が無償でもらえず、学習に必要な道具がなくなり、勉強することができなくなってしまう。他にも、救急車の利用やごみの収集、交通整備など私たちの生活の身近なところで税金は使われている。そんな税金は私たちの生活を豊かで安心できるものにしてくれるすばらしいものだった。

「税金」と聞くとお金を払わなければいけないという悪い印象をもつ人が多くいるかもしれない。しかし、税金は生活の様々な場面を通して、私たちに還元され、大きな負担を軽減させてくれる。税金を払うということは自分の将来、未来への予算だ。日々の小さな積み重ねのおかげで私たちは日々の生活で困ることなく、快適に暮らしていけている。税金がなければ、私たちは今のような生活を送ることができていないかもしれない。税金のない生活が想像できるだろうか。税金は、私たちを笑顔にさせてくれる隠れた大切な存在だ。そんな税金の存在に感謝しながら生活していきたい。

命を救った税

白岡市立白岡中学校 3年
永村 沙耶さん

夏になると「熱中症」という言葉をよく耳にするとします。熱中症とは、暑い環境に体が適応できず、めまいやだるさなど様々な症状が起こる状態であり、死亡してしまうこともあります。そんな「熱中症」が自分の身の周りの人に襲い掛かったらどう対応されるのでしょうか。

今年の夏に、私の姉が熱中症で倒れてしまいました。長時間の野外活動によって発症してしまったと後に本人の口から聞きました。私は驚き心配しましたが、さらに話を聞いてみると、「私の近くに居た人達がすぐに救急車を呼んでくれて助かった。」と話してくれました。それを聞いて私は「しっかり熱中症が治ってよかった」と、思うと同時に「もし救急車が呼べなかったら姉の命はどうなっていたんだろう」と考えるようになりました。そこで私は救急車についてもっと深く知ろうと思い、自分で「姉の命が助かった理由」を調べることにしました。救急車は税金によって賄われていますが、具体的には税金の財源やどういった経緯で使われているか、まだまだ知らないことが沢山ありました。

救急車の運用費用は国や地方自治体の予算から支出されており、これは住民が納める税金を元にしています。主に住民税、消費税、所得税などの一般財源から賄われています。また、地方自治体によっては特定の税収や補助金を使っている場合もありました。それらの税金によって救急車の購入費用、維持費用、運転手や医療スタッフの給与などは支払われています。

そして、効率化と費用削減のため救急車の出動要請の適正化が求められています。例えば軽症である場合や救急車が必要でない場合には、タクシーや公共交通機関の利用が推奨される場合があります。

このように救急車は税金によって運営されており、住民は直接の利用料金を負担することもなく、緊急時に必要な医療サービスを受けることができます。もし、救急車を利用するのに税ではなく個人が負担することになったのなら、助かる筈だった命は失われ、私の姉も無事ではいられなかったと思います。私達が普段の生活の中で払っている税は、ときに人の命を救い、日本全体の平和を守っているのであると感じました。

私のけが

宮代町立須賀中学校 3年
渡邊 ももかさん

私は、小学校4年生の時に転んでひざをけがしてしまいました。傷口がとても深く、ケロイドになってしまいました。ケロイドを少しずつ良くしていくためには、飲み薬を飲んで身体の中から治していく方法が良いとされています。そのため、私は1ヶ月に一度皮膚科に通っています。毎回診察に行き、会計の際はお支払いをせず、処方せんのみを受け取っていました。色々思い返すと、歯医者、眼科の時、内科の時、整形外科の時、沢山の病院に通った際、お会計はせずに済んでいました。母が病院に通っていた時は必ず会計をしていました。なぜ、私は支払いをせずに病院に通う事ができているのか不思議に思い、調べてみました。

18才到達後、最初の3月31日まで医療費の自己負担額を町と県が助成する制度であると分かりました。宮代町では、今年の4月から15才までの年齢が18才までに延長されたと言って、ありがたい事でとても助かると母が言っていたのを思い出しました。調べてみて、高額療養費という助成もある事が分かりました。父が加入している公的医療保険の保険が7割、3割を医療費助成制度により、県や市町村が負担している事を知りました。母はジェネリック医薬品を利用することで、少しでも通常のメーカーの薬より価格をおさえることができると話していたこともありました。

安心して病院に行くことができるのは、皆さんの税金によって成り立っていることが分かりました。本当に病院に行かなく

てはならない時、必要な時のみに通いたいと思いました。子育てをしている親からすると、必要な時、ちゅうちょすることがなく、すぐに病院に行くことができ、症状がひどくなる前に最小限で済むことが多くありとても助かる制度と、いつも母が話しているのも私も大人になったら、沢山ある税金をしっかり納めて、自分だけではなく他の方々の力になれるようにしていきたいと思います。



税の使い道

さいたま市立城北中学校 1年
伊藤 蓮唯さん

私はとても小さく生まれました。出生体重1280グラム。私が母のお腹の中にいる時、医師から小さいと言われるようになり、また、私の姉も小さく生まれているので、想定はしていたのですが、姉より半分の大きさで生まれた私。母は今後の私の事で、不安にさいなまれたようです。

極低出生体重児といわれる私の身体を健康に大きく成長させるために、私はNICU（新生児特定集中治療室）に入り、24時間体制で看護してもらいました。

その時に利用したのが、未熟児養育医療制度と乳幼児医療制度です。未熟児養育医療制度の条件として、私は出生体重が2000グラム以下にがい当てだったので、病院から手続きについての説明があったそうです。

私は2ヶ月半入院していましたが、この制度のおかげで、おむつ代・ミルク代・リネン代の負担だけで済みました。制度がない場合は2週間で500万円以上の医療費を払わないといけなかったと聞いて驚きました。退院後も、小学3年生までNICU専門の発達検診や知能検査がありましたが、これらの医療費も自己負担なしで受診することができました。

また、私が住んでいる自治体では子育て支援医療制度があり、中学校卒業まで医療費が助成されます。小さい時から、近所の病院の先生からも、「何か心配なことがあったら、いつでも相談に来てくださいね。」と声をかけてくださったので、発達のことや、体調など、少しでも不安な事があると、すぐに相談で

き、心の不安も解決して、毎日を安心して過ごすことができたそうです。

こうして私は大きなケガや病気がなく、元気に今日を過ごしています。とはいえ、私の身長は平均より小さいので実際の年より下に見られることが多々あり、若干いやな思いをする時がありますが、この制度のおかげでこうして今も生きることができているので、これでいいんだと思います。

私はまだ税金は物を買う時に払う消費税しか払っていません。いつか他の税を払うとなると、少し身構えてしまうと思います。一方で払うのが面倒くさい人もいますが、税は時に命を救います。そうして救われた命があるのです。これからも納税を知っていきましょう。



税金と生きる

春日部市立飯沼中学校 3年
新井 結良さん

皆さんは、「税金」ときいて、どのようなことを思い浮かべますか。私は、教育を受けることができたり、安全に暮らすためにはかせないものだと思います。調べてみたところ、税金とは、国や地方自治体が公共のサービスや機能を提供するために、私たち国民から徴収するお金のことでした。身の回りをよく調べてみると、私たちの日常生活に税金は深く関わっていることが分かります。例をあげるとすれば、主に教育、医療、道路や橋の建設、公共交通機関など、様々な公共サービスが税金によって支えられています。しかし、税金はただ払うものではなく、その背後には国全体の仕組みを支えるための重要な役割があります。税金の役割は大きく分けて3つあります。1つ目は、公共サービス・公共施設を提供する、「資源配分」です。国や地方公共団体の経済活動のために必要なお金を税金として集められています。私たちが納める税金は公共サービスや公共施設に形を変えて、生活の様々な場面で役立っています。例えば、学校に通うための教科書や教師の給料、病院での治療費の一部は税金で賄われています。また、道路や鉄道の整備も行われ、私たちがよりよく暮らす上で税金に助けられていることが分かるでしょう。2つ目は、所得の不均衡をなおす、「所得の再分配」です。税金は、経済的に余裕のある人々から多く取り、所得の少ない人々の生活を助けています。これにより、国民間の貧富の差が広がりすぎないように調節されているのです。3つ目は、景気を調節する、「景気の安定化」で

す。税金の徴収や使い方を調節することで、国の経済を安定させる役割も果たしています。例えば、会社や個人の所得が増える好景気のときには、税負担が増えて、物価の急激な上昇の要因となる景気の過熱にブレーキをかけます。また、不景気のときには、税負担が減って、景気の落ち込みをゆるめます。公共事業を増やすなどして景気をよくすることもできます。これらのことから、税には景気の変動をゆるやかにする働きがあると見ていいでしょう。

このように、私たちが納める税金には主に3つの役割があるということを知ることができました。私たち国民一人一人には、税金を適切に納める責任があります。今、私たちが健康で安全に暮らすことができているのは、少なからず税金が関わっていると思います。税金についての理解を深め、適切に対応し、自分たちの役割をしっかりと果たすことによって、よりよい社会の実現に繋がっていくのではないのでしょうか。

身近な税金の大切さ

久喜市立栗橋西中学校 3年
酒本 明依さん

みなさんは税金がなかったら、と考えたことはありますか。私はあまり考えたことはありませんが、ショッピングモールやスーパーに行ったときに消費税高いなと思ったことはたくさんあります。でも、税金がこの世の中に無かったら、個人ではできない様々な仕事を行うための費用が得られず道路は穴だらけになったり、ゴミがあふれてしまったりし私たちが生活していくのに困ってしまいます。

このように私たちが生活していくために、いろいろな場面で使われている税金ですが、商品や製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される消費税、法人の所得に対してかけられる国税である法人税などが特に税金が上がっています。私はよくニュースで消費税などの税金が上がるといふのを目にしますが、これは国民の生活を大変にしていまうと思いましたが、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換するためということを知り、私たちもこれからの社会のためにも協力していかなければならないんだなと思いました。私たちが協力をするとうどんないいことがあるのかを知るため、身近な税金について調べてみました。教育面では国民すべてが平等に教育を受けられるように教育費には多くの税金が使われています。私はこの税金で中学校でよい教育が受けられているんだなと思いました。また、私たちが安心して生活していくために必要な「医療」、「年金」、「介護」、「子育て」などの公共サービスや、住民の安全を保る警察や消防に国民一

人あたり約42,600円使い、犯罪の防止や社会の安全と秩序の維持など、私たちの生命・身体・財産を守ってくれる仕事にも使われていることを知り、私たちの気づかないうちに生活していくうえで大切、必要なことに税金は使われていることをくわしく知ることができました。

これからは急速な高齢化が進む一方、働き手となる子どもの出生率が急激に下がり、少子高齢化が進んでいくことが予想されます。高齢者が急増し、年金や医療、介護などの社会保障費が増加し、その費用を負担する働き手が減っていくと、一人ひとりの負担が重くなりより社会に生活に困る人が増えるかもしれません。ですが私たちがこれから働き費用を負担していかなければならないと思います。なのでこれから生活していくなかで、さらに税金について知り、知らない子どもたちに広めていけるように頑張ります。

税金があることによって

蓮田市立蓮田南中学校 3年
勝沼 涼葉さん

税金は今まで自分と関わりはないと思っていただけたけどたくさんのところで私達を支えてくれていたのだと知ることができました。

例えば私達が毎日のように使っている教科書などはすべて税金によって自分の手元に来ているということが分かりました。その他にも道路がきれいでいられるのも、病院に行っても学生は無料になるなどといった税金は、たくさんの人々に役立てられているのだと思いました。

特に教科書がなぜ無償で配布されているのか調べてみたところ、次の世代を担う児童・生徒の国民的自覚を深め日本の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いが込められているということが分かりました。なぜここまでするのかと疑問をもったこともあったけれど次の世代を担う私達への期待が教科書に込められていることを知り、ますます教科書を活用して大切に使用しようと考えることができました。

なので税金を私はまだ払っていないけれど中学生に関係があることはたくさんあるのだと思いました。

教科書無償化を実現した運動は1961年から始まる教科書無償運動でした。教科書代を大きな負担と感じていた母親たちの活動から学校の教師、地域の民主団体や多くの人々に働きかけ、教科書無償の動きが広まりました。そして1969年に全小・中学生への無償給与となりました。

そのような歴史があったからこそ質のよい教育が受けられ

誰一人教科書が買えないと困る人がいなくなったというのはすごいことである、ということを忘れずに大切にしたいです。私は今年受験をひかえているので教科書でたくさんのことを学ぶ機会があるけれど教科書を使うたびに国民の方に感謝したいと思うし学ぶことでたくさんの世界が広がるようなものを手にいれられて良かったと思いました。

税金が高いという人もいますが、快適に過ごせているのは何のおかげか、平和でいられるのは何があるかをもう一度見直し、その考えを改めて振り返ってみることが大切だと思います。

税金は高いといって人を苦しめるものではなく高いけれどその犠牲の上にたくさんの国民の幸せがつまっているのだと思いました。自分は税金には関係ないと思うのではなくて税金の大切さについて考えてみるきっかけをつくるのが大事だと感じました。

税金の大切さ

幸手市立西中学校 3年
細井 理帆さん

私は税金があることは知っているけれど、どのような種類があるのか、具体的に何に使われているのかなど調べたことも考えたこともありませんでした。教科書が無料で全員に支給されたり、救急車を使うのが無料だったり目に見えて分かる事以外で何に使われているのか気になったので調べてみることにしました。

日本にはたくさんの種類の税金が存在します。消費税や所得税、法人税など約50種類の税金があります。これらの税金は様々な使い道があります。教育では学校で使う教科書や机、椅子の購入、校舎の建設や修理などに使われています。私が調べていて驚いたのは使われる金額です。校舎や体育施設の建設のための費用として1年間に732億円、教科書が無償配布するための費用として1年間に471億円が使われます。こんなにたくさんの税金が使われていることに驚きました。見えないところで使われているのは社会保障です。医療、年金、介護、子育てに使われています。他にも道路や橋の整備や災害復旧のためにたくさんの税金が役立っていることが分かりました。

税金が国民のために役立っていることが分かったけれど、問題があるなと感じました。それは少子高齢化に伴う社会保障の費用の増加と働き手の不足です。20～64歳人口の65歳以上人口に対する比率が1990年では高齢者1人に対して5.1人でした。しかし、2050年には高齢者1人を1.3人で支えることになるようです。このままでは働き手の負担が大きくなって

しまったり、社会保障が不十分になったりしてしまいます。少子高齢化が進む日本では税金の使い方などを見直すべきだと強く思いました。

私は税金が大切だと分かっていたけれど、具体的な使い道を学び、改めて大切さを実感することができました。税金のありがたさを感じた反面、問題点もあるので改善が必要だと思いました。また、教育のために膨大な金額の税金が使われていることを初めて知りました。国民全員がしっかりと税金を納め、日本がよりよくなればいいなと思います。



『夢』を与えてくれた税金

白岡市立篠津中学校 1年
馬上 愛唯さん

今年は中学校の社会の課題で「税の作文」があることを知った。最初は軽い気持ちで「こんな作文があるんだ。」くらいだったが、思い出したんだ。あのランドセルを背負っていた小学校6年生の時、租税教室があったことを。

最初の税金のイメージは、商品を買う時にお金を10%無駄に払っているという悪いイメージがあった。でもこの教室で税金が無くなったらどうなるのかのDVDを見て、私の税金に対しての悪いイメージがとっても良いイメージになった。

その動画では、税金が無くなったら学費や教科書などは全て払わなくてはならない。町中がゴミだらけ。道路を渡るのに通行料がかかる。信号が動かない。交番はお金がかかる。公園が無くなる、など話したらキリがない。みなさんは、このような税金がない世界になったらどうだろう。私は、全ての人が困ると思う。なぜならば、「元々税金はみんなが豊かで夢のある生活を送るためにある。」と教えてくれたからだ。確かにその通りだ。みんなが協力して、みんなの税金でまかなっているからみんなの『夢』につながるのだ。私は強くそう思うことが出来た。税金のおかげで。

この租税教室がきっかけで、私は一歩前進することが出来た。だから税金についてもっと知りたくなった。

私たちの支える税金は、およそ50種類があり、税金の使われ方は選挙で選ばれたみんなの代表が話し合っ

て。税の事を調べていると、気になる言葉があった。それは国税庁だ。日本の行政機関の一つ。国税庁は、昭和24年に大蔵省の外局として設置され、国税事務を行っている組織。国税庁の下には、全国に12の国税局の524の税務署が設置されている。ちなみに消費税は平成元年に導入されたい。消費税が、平成から始まったことが知れて、歴史を感じることが出来た。

税金は、日本のみんなが当たり前のように使用していて、当たり前のようになくてはならない存在だったのだ。税金は、みんなの未来に『夢』を与えてくれる魔法だ。これまで税金に興味を持てたのも租税教室があったから。今回の先生方に感謝を伝えたい。ありがとうございました。

洪水から命を守る

宮代町立百間中学校 3年
吉竹 秋宏さん

僕はある休みの日に家族と一緒に首都圏外郭放水路という所へ行った。貯水槽のある地下へ行くと神殿のように柱が何本も立っていてとても圧巻だった。ガイドさんの説明によると首都圏外郭放水路は、洪水を防ぐために作られ、古利根川や倉松川などの河川が洪水になった時に一時的に水をためたりして水の勢いを弱めてから別の川にまた水を流して洪水を防ぐ仕組みだという。

この外郭放水路が作られた理由として、元々この場所は地形がお皿のようになっていて、大雨などで水が集まりやすく、それに加えて河川の勾配がとても緩やかになっているので集まった水を排水しようとしても水が流れにくく、冠水が何度も起きてしまったため、およそ13年の工事をかけて完成した。この放水路の建設で使った金額は2,300億だと聞いてとても驚いた。だがそんなにお金を使っても大丈夫なのかと少し思ったが、ガイドさんによると、この放水路ができてから管轄内での冠水がなくなり、この放水路によって被害を免れた規模はおよそ1兆5億円にのぼるという。この話を聞いて、この放水路がどれくらいの洪水被害を防いだかが分かった。

特に2019年の台風19号では、「荒川が決壊してしまうのでは。」と危惧されていたところ、首都圏を洪水被害から防ぐために作られた首都圏外郭放水路のおかげで荒川が決壊を防ぐことができたという。この放水路がどれだけ洪水の被害をなく

しているかが分かった。

だが自分では多くの人がこうした事業について「税金を無駄に使うな」と言うと思ったからだ。それは最近のニュースでは、政府が税金の無駄遣いについてたびたび問題視しているからだ。しかし僕は税金をもっと支出した方が良いと思う。なぜなら、政府がお金を使うと後になってその分の見返りがあるからだ。その例としてデンマークでは消費税が25パーセントだという。それでもみんなが消費税を払う理由として、デンマークでは、教育費は幼稚園から大学まで無料で病院も無料だからだ。「高い税金を払った分、生活がラクになる。」と分かっているからだ。それ以外にもお金を使うことで所得が生み出され、投資することで設備が残る。設備があれば災害が起きても命を守ることができ、次の世代にもそれを享受することができる。いわば僕たちは過去の国民が税金を払うことで放水路のおかげで台風19号で荒川が決壊の危機から助かったといえるからだ。

税金はいろいろな場面で僕たちを支えている。税金は身の回り以外にも見えない所で災害などから命を守っている。そしてもう一度税金の在り方についてもう一度考えて生活していきたいと思った。

税と私たち

杉戸町立杉戸中学校 3年
平野 光峻さん

『増税』、最近のマスメディアでよく取り上げられる言葉だ。SNSなどを利用していると税金に対する批判的な意見を目にする。なぜ批判されるのか。税金といえば、最も身近なものと消費税が挙げられるが、物を買う側にとっては不利益だと思うことが多い。逆に税金が使われている物、例えば信号機や公園などを使う際に税金の事を考えるだろうか。「いいえ」と答える人が大多数だろう。つまり私たちは税金がマイナスなイメージを持たせる場合のみ視点に向け、批判する人が多いのではないのか。

では、実際に税金が無くなるとどうなるのか。調べてみた結果、道路や橋が整備されなかったり、子供たちが快適に学べる環境が無くなったりと、生活に必要な物が無くなってしまうということが分かった。他にも、ゴミ出しが有料になったり、病院での治療が高くなったりするなどの問題も生まれてしまう。税金は生活をしていく上で、必要不可欠なものだということが分かった。

次に私は、冒頭でも取り上げた、増税について調べてみた。なぜ税を増やさなければいけないのだろうか。調べた結果、国の施策のための財源の確保や、少子高齢化などの社会的課題に対応するための資金の確保のためだそう。では、増税することで、私たちにどのようなメリットが生まれるのだろうか。もちろん、国が新たに施策をしてくれるというメリットもあるが、他にも、医療や教育などの幅広い分野のサービスの維

持、強化がされるようになったり、貧富の格差をある程度埋められるようになったりするというメリットもあるそうだ。

今回、税について調べてみた結果、税が国内でどのように使われているのかや、税が私たちにどのようなプラスの効果を与えてくれるのかを知ることができた。税にはマイナスの面もあるのは変わらないが、これからの私たちの将来や、その後の世代のためにも、税はとても大切なものであることが分かった。これからは、税のマイナスな面のみを見て批判する人が少しずつ減っていくといいなと思った。

税金の助け

さいたま市立慈恩寺中学校 3年
田平 智恵璃さん

「私達は税金に助けられている。」

母に税金について聞くと、必ずこの答えが返ってくる。父親のいない私は、特に助けられているらしい。しかし、私自身、税金に助けられているという実感はあまりない。

税金とは、私達が納めて、私達のために使われるお金だ。主に身近なところだと、教育の充実についてや、健康・生活を守るために使われている。学校では、校舎や体育館など大きな建物だけでなく、机や椅子、一人一人に支給されているタブレットパソコンなどの備品に税金を使うことで、教育の充実につながっている。健康・生活に関して見ると、さいたま市では令和6年10月から、18歳以下の人を対象に医療費が無償化される。気軽に健診、治療に行けるようになり、私達の健康や生活の充実につながるのではないだろうか。

我が家は、遺族年金を受け取っている。つまり、私が周りの友人と変わらず、スマートフォンを使ったり、新しい洋服を買ったりすることも、そこから賄われている。就学助成金の制度も活用しているため、学校で使う上履きや、制服を買うときも、それから、家でインターネットを利用する上で必要な通信費等々も補助されている。確かに母の言う通り「特に」助けられている。いや、ほとんど助けられていると言っても過言ではない。

逆に、中学生の私が納めている税は何か。それは、消費税である。年齢に関係なく、買い物をする人みんなが公平に、品物の10パーセントを負担する。例えば、原価が100円のもの

を買うとする。消費税として10円足されるが、私の財布から出したその10円が何に使われているのかは、直接的に私達の目に見えるわけではないので、分かりにくい。しかし、その10円が巡り巡って私を助ける。一人一人が納める税は多くなくても、みんなで納めて必要なところに分配され、みんなが健康で快適に、安心して暮らすことができる。

納められた税金をどう使うか、割り当てを考えるのは議員である。議員は選挙で決まる。3年後、私も投票権が得られる。私は3年後の選挙では、正しく税金を使ってくれる人を選びたいと思う。

税金に助けられた生活があたりまえすぎて税金の大切さに気付いていなかったが、今回この作文を書いてみて、身近に使われている税金に、感謝の念が湧いた。私たちがこのようにあたりまえに幸せに暮らせていることは、私たち国民一人一人が税金を納めているから、税金の助けがあるからだ。このありがたみを噛み締めて、今後生活していきたい。

県税からの
お知らせ

インターネットでカンタン申告・納税!

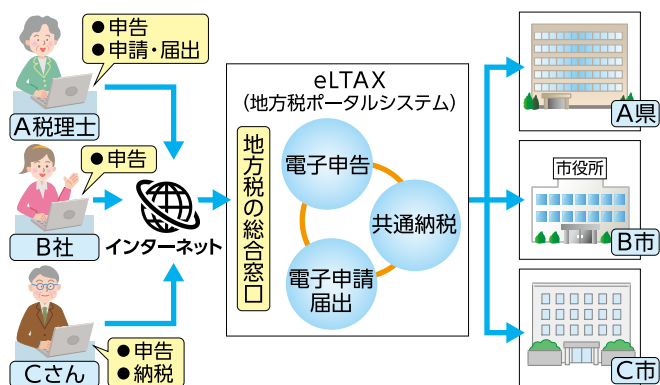
地方税ポータルシステム「eLTAX(エルタックス)」をご利用いただくと、窓口に出かけることなくオフィスや自宅から、法人県民税・法人事業税の申告・納税ができます。

簡単に申告書を作成することができる作成支援機能により、税務ソフトウェアとの連携も可能です(eLTAX対応ソフトに限りです)。

また、電子申告に引き続いて、申告データをもとに納付情報を発行して、「地方税共通納税システム」により、一度の手続で全ての地方公共団体に対して電子納税をすることができます。

法人県民税・法人事業税に関するその他の申請書等の提出や、個人住民税の特別徴収分に関する報告書等の提出・電子納税など、eLTAXでできる地方税の手続は広がっています。

ますます便利になっていくシステム「eLTAX」を是非ご利用ください。利用開始手続など詳しくは、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。



※平成30年度税制改正により、大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・法人事業税の申告は、eLTAXにより提出しなければならないこととされました。

また、埼玉県では、令和2年10月に発送する予定申告から、eLTAXで電子申請を行っている法人の皆様に対し、納付書・申告書等様式の事前送付を廃止しています。送付再開を希望した法人への申告書・納付書の送付は、令和5年度(令和6年3月発送分)までとさせていただきます。

【お問合せ先】 eLTAX(エルタックス)ヘルプデスク(TEL. 0570-081459)

※上記の電話番号でつながらない場合(TEL. 03-6745-0720)

各県税事務所又は県税務課(TEL.048-830-2657 FAX.048-830-4737)

ハイシンコク

令和8年度 税制改正アンケートにご協力ください

法人会では、「税制改正に関する提言」を国や地方自治体に対し行っています。

公平公正な税制の実現を目指し会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿を見据え提言を行います。この令和8年度税制改正へのアンケートにご協力ください。

全法連では、法人会に対し税制改正に関するアンケート調査を行います。また、県連では、より幅広くアンケートを実施します。会員の皆様のご意見を反映させる機会です。

今年もQRコードを活用した回答方法で実施されます。



役員が従業員の結婚披露宴に出席する際の祝い金と旅費の取り扱い ～実践税務調査～

税理士 牧野義博

販売費一般管理費について内容の検討を行っていたところ、常務取締役が従業員の結婚披露宴に出席した際の祝い金および旅費が福利厚生費で処理されていました。当社では若手社員を多く採用しており、最近、結婚披露宴に役員がご招待を受けるケースが増えてきているようです。さっそく調査の内容を見ていきましょう。

調査官 当社の慶弔規定等を見せていただけませんか？

担当者 どうぞ。

調査官 従業員等の結婚に際して支出される結婚祝い金の規定を見ると、一般職の方と係長級以上の方とで支給額が異なりますね。

担当者 はい。何か問題でもありますか？

調査官 一般職の方は3万円で、いわゆる役職者は6万円となっています。金額の算定根拠はどうされましたか？

担当者 特に計算根拠はありませんが、役職者は会社への貢献度を考慮して決めています。慶弔規定で決めている問題ないと聞かされているのですが。

調査官 税務上では、慶弔規定が定められているからといって、すべて福利厚生費として認められるわけではありません。仮に慶弔規定がなくても、支給事由や金額が社会通念上相当と認められるものであれば、福利厚生費として扱ってよいとしています。

担当者 社会通念上相当と認められるものと言われても難しいですね。

調査官 本来、使用者から金品を支給された場合には、使用人としての地位に基づいて支給されたと認められますので、原則は給与課税されます。しかし、このようなことは慣習として広く行われていますので、一般に贈答されている程度のものには課税せず、支給を受ける人の社会的地位等を考えて、世間一般的な常識の範囲内であれば課税しないとしているのです（所得税基本通達28-5）。

担当者 よくわかりました。

調査官 今回の件は福利厚生費の範囲と認められます。ところで、常務取締役が従業員の結婚披露宴に出席した際に旅費を支給していますが、往復で5万円かかっていますね。

担当者 従業員の実家が遠方なものですから、航空運賃が高くついてしまいました。

調査官 経理上はどう処理しましたか？

担当者 結婚祝い金と同様に福利厚生費としました。

調査官 この場合、税務上では常務取締役の給与となりますので、源泉所得税の課税漏れが発生しています。

担当者 しかし、結婚披露宴に招待されたのは、会社の常務取締役として出席するためであり、また、労使の信頼関係の発展の意味から必要なものであると思います。

調査官 お考えはよくわかりますが、結婚は個人的な慶事に当たりますので、常務取締役が結婚披露宴に招待されるということは、個人の資格で参加されることになります。

担当者 わかりました。給与として源泉所得税の納付手続きを行います。これが得意先の結婚披露宴であった場合はどうなるのですか？

調査官 社外の者の慶弔等に際して支出する金品の費用は交際費となります。ただし、ここからは事実認定となりますが、会社の役員や従業員との個人的な関係に基づくことが判明した場合には、給与課税が発生することになります。

【筆者紹介】牧野義博(まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税調査官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には『ザ・税務調査1～3』『税務トラブルと債務の確定』(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。



消費税の期限内納付のために **インボイス発行事業者の方必見!**

計画的な納税資金の積立てを!

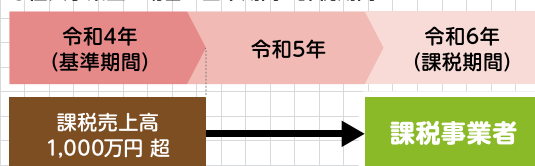


Point

消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

Point

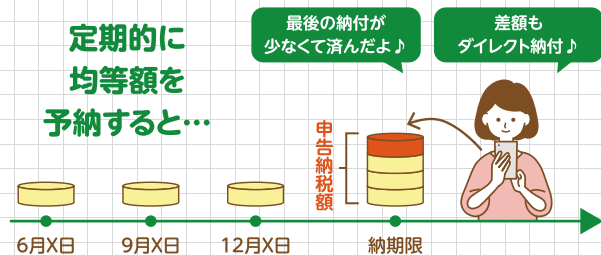
計画的な納税資金の積立てには『予納ダイレクト』が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリット

- 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
 - 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。



詳しくは、**国税庁ホームページ**へ

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



計画的な納付で、**安心! 確実!**



納税額・積立額の
目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分		卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし仕入率		90%		80%		70%		60%		50%		40%	
売上に対する納税額の目安率		1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和6年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、**約1.7万円**になります。

Point

インボイス発行事業者の方へ! 『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、国税庁ホームページへ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



●計算イメージ

売上げの消費税額

売上げの消費税額 × 80%
仕入れや経費の消費税額

売上税額の2割
納付する税額

●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500 万円	50 万円	10 万円	0.9 万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

ご注意ください



※インボイス制度の導入を機に消費税の確定申告を初めて行った個人事業者や12月決算の法人については、令和5年分では最大3か月間(10・11・12月分)の取引が申告の対象でしたが、令和6年分では1年間分の取引を申告する必要があります。

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する各省庁等の相談窓口一覧



選べる便利な納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

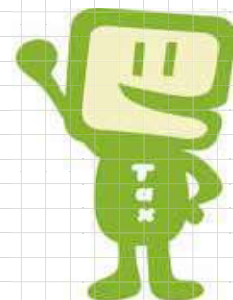
＼ 納付書不要で納付できます! /

納付方法	概要
振替納税	事前に届出をした預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法
インターネットバンキング等による電子納税	インターネットバンキング口座やATMから納付する方法
クレジットカード納付	専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を経由し、クレジットカードを使用して納付する方法
スマホアプリ納付	専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を経由し、「OOPay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法

詳しくは、国税庁ホームページへ



※申告書提出後に、税務署から納付書の送付はありません。



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、国税庁ホームページへ



インボイスコールセンター (インボイス制度電話相談センター)



インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談をフリーダイヤルで受け付けています。

- ※ 消費税の軽減税率制度についての一般的なご質問やご相談も、従来と同様にコールセンターで受け付けています。
- ※ インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談以外のお問合せ先は、[こちら](#)でご確認ください。

電話番号

0120-205-553(無料)

入電後は音声ガイダンスに沿って相談する内容の番号を選択してください。

「1」

インボイス制度に関する申請書や届出書の記載方法等に関するお問合せ

「2」

インボイス制度の概要やインボイスの記載事項及び2割特例に関するお問合せ

「3」

その他のインボイス制度及び軽減税率制度に関するお問合せ

受付時間

9:00~17:00(土日祝日及び年末年始を除く)

- 消費税に関する一般的なご相談（制度や法令等の解釈・適用についてのご相談や手続案内など）については、各国税局に設置する「[電話相談センター](#)」において、国税局の職員がお答えしています。
電話相談を希望される方は、「[0570-00-5901\(国税相談専用ダイヤル\)](#)」にお電話いただき、音声ガイダンスに従い、相談する内容の番号を選択してください。
- 個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要がある相談）を希望される方については、「[所轄の税務署](#)」において面接にて相談をお受けしています。
面接相談を希望される方は、あらかじめ「[所轄の税務署](#)」に電話（音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。）により面接日時等をご予約いただくをお願いします。

インボイス制度及び消費税の軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（インボイス制度）」をご覧ください。 ※右のコードからもご覧になれます。



〈令和7年1月〉国税庁

インボイス制度に関する相談・問合せ先

**相談内容により、相談・問合せ先が異なりますので、
ご相談の内容を確認のうえ、お問合せください。**

相談内容	相談・問合せ先	具体例
インボイス制度に関する 一般的 なご質問やご相談	インボイスコールセンター 0120-205-553(無料) 又は 所轄税務署 ※ ※所轄の税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「3」を選択いただくことでつながります（有料）。	○インボイス制度に関する申請書や届出書の記載方法等 ○インボイス制度の概要やインボイスの記載事項及び2割特例 ○その他、パンフレットや手引き、インボイス制度に関するQ&Aに基づく回答を前提とするもの
既に登録済みの方の登録 番号の確認や申請状況の 確認についてのお問合せ	各国税局インボイス登録センター ※管轄の国税局により異なりますので、登録センター案内ページ内でお問合せ先をご確認ください。	○申請書の受理・処理状況の確認 ○既に発行済みの登録番号の確認
消費税に関する一般的な ご相談	電話相談センター 0570-00-5901(国税相談専用ダイヤル) ※ 又は 所轄税務署 ※ ※音声ガイダンスに沿って「1」を選択してください	○制度や法令等の解釈・適用についてのご相談 ○手続案内など
個人事業者の消費税の確定 申告に関するご相談や お問合せ	確定申告電話相談センター 0570-00-5901 ※ ※音声ガイダンスに沿って「0」を選択してください	○確定申告に関する次の国税についてのご相談やお問合せ等 （所得税及び復興特別所得税／個人事業者の消費税及び地方消費税／贈与税／申告相談会場の所在地や開設時期のお問合せ／申告書の送付に関するお問合せ）
e-Tax により登録申請手 続を行う場合の操作方法 についてのご相談	e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 又は 03-5638-5171	○e-Taxにより登録申請手続を行う場合の操作方法 ○送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問合せ
インボイス制度に関する 個別的 なご質問やご相談	所轄税務署 ※ ※音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください	○個々の取引形態・個別具体的な事実関係に応じたご相談など、インボイス制度に関する個別相談 ○関係書類等により具体的な事実関係を確認する必要があるご相談

税務職員を装った不審な電話にご注意ください！



マイナンバー制度アンケート・年金受給調査と称する不審な電話が増えています！



国税局や税務職員を名乗る者から電話があり、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例が発生しています。

このような電話は、詐欺事件につながる可能性がありますので、ご注意ください。

※ 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

ご不審な点があるときは、即答を避け、最寄りの税務署または警察署にお問い合わせください。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>



国税庁・国税局・税務署

租税教室

税金は大切なものなので、しっかり払いたい

税についての復習と新しい知識を身につけることができた(6年生)

〇×クイズは分かりやすく、楽しんで学ぶことができた(6年生)

税金はいろいろな種類があって、それら全部が自分たちのために使われていることを知った(6年生)



税金は払いたくないと思っていたけれど、大切さを学ぶことができたので、大人になったらきちんと納めるようになりたい(6年生)

税金は自分にはあまり関係ない未来の話と思っていたが、間接的に関係していると知り、意識しようと思う(中学2年生)

税金教室は授業の深堀りのような内容で、私たちは税金に支えられて育てているのだと実感しました(中学3年生)

税金の特徴、払い方、使われ方がわかりました(6年生)

さいしょは「ぜい金ってなに?」と思っていたけど、みんながつかうものにぜい金をつかっているとはじめて知りました(3年生)



東京スカイツリーは税金でできていなかったんだ(4年生)

税金がないと困ることがたくさんあって、子どもも税金を納めないといけない理由がよく分かりました(6年生)



租税教室とN響トップメンバーによる



租税教室と「夢いっぱい☆コンサート」は、今年で4年目となり、訪問校数は、管内小学校90校のうち半数を超える48校となりました。今年では中学校2校を含む13校に派遣。税金について楽しく学び、弦楽四重奏を楽しみました。

- 【概要】〇管内の小学校11校・中学校2校にN響トップメンバー4名を派遣し、無償で演奏会を実施
〇演奏前に、税の役割や仕組みを学ぶ税金教室をクイズ形式で実施
【経費】〇事業に要する経費は公益社団法人春日部法人会が支出



心がいやされて、勉強をがんばれそうです(3年生)
びじょとやじゅうのきょくのととき、なみだがでそうだったよ(1年生)





税博士の面白く楽しい授業で興味を持てた。もっと税のことが知りたくなった(6年生)

うちの人たちのお金がいろいろなところにつかわれていることを知りました(2年生)



「夢いっぱい☆コンサート」

「情熱大陸」はとてもカッコ良かったです



「夢いっぱい☆コンサート」

- 11/ 8(金) さいたま市立城南小学校、杉戸町立東中学校
- 11/18(月) 蓮田市立蓮田北小学校、春日部市立八木崎小学校
- 11/19(火) 久喜市立栗橋南小学校、久喜市立桜田小学校
- 11/20(水) 春日部市立備後小学校、幸手市立行幸小学校
- 11/25(月) 蓮田市立黒浜小学校、久喜市立清久小学校
- 11/28(木) 宮代町立笠原小学校、久喜市立菖蒲中学校
- 11/29(金) 白岡市立篠津小学校

演奏を聞いて弦楽器に興味を持ちました(6年生)

楽器の説明が分かりやすかったです(6年生)

ジブリの曲は思わず歌ってしまいそうぐらい心に響きました(5年生)

校歌を弾いていただき、

みんなで一緒に歌えたことが心に残りました(6年生)

全学年で音楽を聴く機会はこれまでもほとんどなく、

この先も少ないと思うので、本当に楽しかったです(6年生)

バイオリン1台で15億はすごいですね(5年生)

トトロの時に、1・2年生が口ずさんでいるのと、

弦楽器の音色がとても素敵なハーモニーでした(5年生)

汽車の曲は、明るい草原、暗い山々の間、ゴツゴツの岩山、
海に見える村などを通る感じがし、情景を思い浮かべることができました。
音楽の感覚は自分だけのものだと知りました(6年生)



演奏時の指の動きがとてもカッコ良かったです(4年生)

来年も「夢いっぱいコンサート」を
やってほしいです(3年生)

どんどんたのしくなって、
からだがりんりんになった(1年生)

とても心が
ふかふかしていました(2年生)



目を閉じて演奏を聞くと、4人ではなく、

10人、15人で演奏している感じがしました(5年生)



江戸時代からのお人形、和紙でできたお雛様、色とりどりの吊るし雛。

ほてい家さんでは様々なひな人形が飾られ、一段とあでやかに彩を放っています。

今年はそんなお雛様に囲まれて、女性部会の「税の講話とティーコンサート」が始まりました。

第一部の税の講話では、春日部税務署副署長の須藤勝幸氏を講師にお招きしました。

「エピソードで振り返る35歳の消費税」と題し、導入から35年経った消費税について、35年間の歩みをお話していただきました。改めて導入からもう35年経過していること、社会保障費の増加に伴い、税率が少しずつ変化していることを学ぶことができました。

講話の後、小休止のティータイムでは、ほてい家さんが用意してくださった「いちごと抹茶の雛ケーキと抹茶テリーヌ小倉餡添え」をいただきました。ケーキには塩漬けされた桜のつぼみが乗りほんのり春を感じる味わい。抹茶のテリーヌはとてもなめらかで小倉餡との上品な甘さを楽しみました。

第二部は、MOGANAさん、岩槻Jazzさんをお招きしてのコンサートです。

MOGANAさんは、アコーディオン奏者のMiyack



さんとお琴の大平光美さんのコラボ。なかなかない組み合わせですが、雅やかで素敵な音を奏でることにびっくりしました。このMOGANAさんと岩槻Jazzさんのセッションで「ルージュの伝言」の演奏時には思わず皆さんから手拍子が湧くなど、とても盛り上がった演奏会となりました。

演奏 曲目

《MOGANA》 1. パリの空の下
2. 千本桜

《 琴 Jazz 》

1. All of Me
2. Fly Me To the Moon
3. My Favorite Things
4. Isn't She Lovely
5. ルージュの伝言
6. Take Five
7. リベルタンゴ

ご参加いただいたみなさま、ありがとうございました。



さいたま緑のトラスト基金

～ふるさと埼玉の緑を次世代に引き継ぐために～

私たちの郷土「埼玉」の優れた自然や貴重な歴史的環境を、県民の皆様の寄附により、買取り保全するのが緑のトラスト運動です。

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会が実施しているこの基金により保全されている保全地は、県内に14か所ありますが、春日部税務署管内では、小川原家屋敷林(さいたま市岩槻区)、黒浜沼(蓮田市)、山崎山の雑木林(宮代町)の3か所となっています。

春日部法人会ではこの趣旨に賛同し、平成8年度より募金活動に協力しています。

公開講演会や公開セミナー、地域イベントなどを開催した際に、会員や地域の皆様からお預かりした令和6年度の浄財は、230,373円(令和7年2月末現在)に上っています。

春日部法人会からの募金は令和5年度末で累計が5,360,090円に上ります。皆様には、これからもご協力をお願いします。



法人会の基本的指針

法人会は
よき経営者を目指すもの団体として
会員の積極的な自己啓蒙を
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します
～ 全国法人会総連合 ～

「グッスリ眠れてますか？」

蓮田支部

有限会社 クローバーとみた
代表取締役 富田 拓磨



西川の寝具とシャディのギフト販売を生業としています。私で3代目、創業73年目を迎えるふとん屋です。ふとん屋と言っても昔ながらのザ・ふとん屋ではなく、眠りのアドバイザーがいる店、睡眠不足や寝られない、朝の目覚めが悪いといったようなお悩みをお持ちの方が相談に来られるようなお店になっております。取り扱い商品の代表的なものは、今大注目を浴びて大谷翔平選手愛用のエアーマットレスや、一人一人計って作るオーダーまくら、最近では、今使っているふとんのメンテナンスの相談が多く、春先になると冬用の羽毛ふとんをしまう前に洗いたい、作り直したいというご要望が多くあります。

商圏は蓮田市・白岡市・伊奈町、さいたま市や久喜市、上尾市、宮代町からもご来店いただいております。

また当店は昨年7月まで100坪を超える、ふとん屋としては珍しい大型の店舗で営業していましたが、道路拡張を機に蓮田駅西口に移転し心機一転しました。西口階段から300歩で着く(私の足で…)好立地に移転したことにより初めて来店されるお客様が増え、活気に満ちています。先にも触れましたが睡眠不足・朝の目覚めが悪いなどありましたら是非ご相談ください、お待ちしております！ 尚最近では事前予約も受付けておりますのでそちらもご利用ください、あなたにピッタリの寝具をご提案いたします。



有限会社 クローバーとみた

住所：蓮田市上2-13-5

電話：048-768-0126

URL：<https://www.clovertomita.com/>

流灯まつりが好きなんです。

杉戸支部

株式会社 宮田電機
取締役 宮田 雄一



杉戸町の風物詩のひとつで、東武動物公園駅東口すぐ近くにある古利根川で行われる「古利根川流灯まつり」に0かかわって25年以上となりました。地上に降りた天の川と称される川面に浮かぶ約260基の大型灯ろうに明かりを燈すことは今でも私の役目です。この灯ろうは昼1昼分もあり、約1kmにわたって並んでいます。この流灯まつりの肝と言える灯ろうに明かりを燈す役割は杉戸電気工事組合が担っています。他のイベントとは違うところがあります。そう、作業は船を使わなければならないのです。船でこんな作業をする電気屋さんは私たちぐらいじゃないかしらと思います。日常生活の中で船に乗るのはまあまあ特殊な出来事かと思いますが、この流灯まつりでは船上作業は必須なのです。電気だけではありません。運ぶ・係留・修理・撤去・筏の設置、その他川の上ではすべて船での作業です。そしてその努力の結晶が優しく川面を包む流灯まつりとなるのです。気

が付けば私も実行委員会の中樞を担うことになり、船舶の免許も取得し十数年が経ちました。前述の船上作業もすべて行っています。川に係留された灯ろうに電気の配線が終わるころには、すっかり日が落ちていきます。電気のブレーカーを上げた瞬間、地上に降りた天の川が出現し幻想的な夏の夜がはじまるのです。(なお疲れは吹き飛ばない)



株式会社 宮田電機

住所：北葛飾郡杉戸町宮前287-26

電話：0480-80-0021

新入会員ご紹介

(令和6年12月1日～令和7年2月28日新入会員)

◎春日部支部	有限会社 J. H. S 物流	春日部市不動院野1040	運送業
	アップサイン	北葛飾郡松伏町松伏2106-1	建設業
	LIVCRIE	春日部市南3-13-10	建設業
	埼玉美創	春日部市備後東3-20-1-206	内装ハウスクリーニング
	株式会社大翔企画	春日部市神間1159	製造業
◎岩槻支部	合同会社KAITAQ	春日部市千間1-129-4	建設業
	笠原技建株式会社	さいたま市岩槻区宮町2-15-29	左官業
	有限会社ベルテックス	さいたま市岩槻区原町10-5	建築士
	株式会社アイシン	さいたま市岩槻区城南5-1-9-1	不動産仲介
	株式会社菅生工業	さいたま市岩槻区西原3-129	溶接工事業
	株式会社本丸産業	さいたま市岩槻区城町2-2-8	足場架設業
	株式会社BENNY	さいたま市岩槻区城町2-2-8	不動産コンサルティング業務
	株式会社Label Innovation	蓮田市関戸760-1	デザイン・印刷・ウェブサイト制作
◎蓮田支部	合同会社ファクター	蓮田市藤ノ木1-301	衣類・身の回り品小売
◎幸手支部	パティスリー オーチャード	幸手市緑台1-56-6	菓子小売
	SKR	幸手市千塚604-16	サービス業
◎菖蒲支部	社会福祉法人あやめ学園	久喜市菖蒲町三箇181-1	社会福祉事業
	株式会社アイハウス	久喜市菖蒲町三箇2118-3	住宅設備、管工事、リフォーム
	株式会社わたなべファーム	久喜市菖蒲町柴山枝郷1908-1	農業
◎杉戸支部	株式会社wood village	白岡市実ヶ谷1008-5	建設業

会員の皆様へ

会費・負担金の自動振替及び振込について ～「令和7年度分の年会費」の納入をお願いします～

平素より当会活動にご理解ご協力いただき御礼申し上げます。新年度を迎え、会費・負担金の納入時期となります。今期は下記日程で手続きさせていただきますのでよろしくお願いします。

▼自動振替手続きがお済みの会員様

振替日は令和7年6月5日、ネット銀行など一部の金融機関では13日です。

ご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。また、令和4年度から領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引落とし表示に代えさせていただきました。請求書・領収証をご入用の方は、事務局までお申し出くださいようお願い申し上げます。

▼振込でご納入の会員様

振込で会費・負担金を納入される皆様は、7月末までに下記の金融機関にお振込みをお願い致します。

◆埼玉りそな銀行 春日部支店 普通預金 3711562
公益社団法人春日部法人会

◆武蔵野銀行 春日部支店 普通預金 137784
公益社団法人春日部法人会
◆埼玉縣信用金庫 春日部支店 普通預金 0818674
公益社団法人春日部法人会
◆郵便局 口座記号・番号 00180-7-34089
公益社団法人春日部法人会

恐縮ですがお振込手数料は会員様のご負担をお願いいたします。

年会費がお分かりにならない場合は事務局(電話048-761-3551)までお問い合わせください。

【自動振替の場合、会員様に手数料がかりません】

お振込みで会費を納入されている会員様には、ぜひ、会費自動振替のお手続きをお願いします。お手続きは、事務局(電話048-761-3551)までご連絡ください。折り返し必要な書類をお送りさせていただきます。

■青年部会負担金

6,000円/年 会費と同様の手続きとなります。

■女性部会負担金

1,000円/年 別途ご連絡します。

住所・代表者等の変更がありましたら ご連絡をお願いします

会員の皆様には、広報誌や税に関する資料を、年4回送付させていただいていますが、住所の変更等で返送されてしまう場合があります。社名・住所・代表者等の変更がございましたら、事務局までご連絡ください。

☎048-761-3551 春日部法人会事務局

コンプライアンス経営

コンプライアンスを守る会社にする事は、事業を継続する上での最も重要な対策といっても過言ではないでしょう。

近年、コンプライアンス違反による不祥事から経営が致命的なダメージを受ける事件が多発しています。内容を見ると、経営者や上位者が把握しきれていないために発生していることが多く、気付いた時には重大な事態に至っているというケースが殆どです。動機は意図的なものから、必ずしもそうとは言えないもの、あるいは会社を思うあまりの先走った行為など様々ですが、中身がどうあれ、いとも簡単に経営が行き詰まることになりかねません。

アルバイト社員の不埒な行動により、社会的な糾弾を受け、会社をたたまざるを得なくなった事例や、コンプライアンス意識の薄さが招いた内部告発事件など事例を上げたらきりがありません。

コンプライアンスへの取組みは、組織力・人材力に乏しい中小企業にとってはハードルの高い課題と思われるがちですが、一度の違反発生でも中小企業にはダメージが大きく倒産に至る場合もありますので、むしろ積極的に取り組むべきです。

コンプライアンス違反を100%防ぐことはできません。一端発生すると解決まで時間がかかり、その間社内環境は疲弊してしまいます。違反を出来るだけ回避するには、先ず経営者がコンプライアンス経営を社内・外に宣言することです。むろんマニュアルも必

要ですが、どんなに立派なマニュアルでも周知徹底されなければ意味がありません。周知徹底には教育が必要であり、その為には、経営者、上位者からの働きかけによる日常的な社内のコミュニケーションが不可欠です。

昨今の事件の論点にもなっている不正を通報できる内部通報の仕組み作りも重要です。組織内の不正行為に気付いても、個人で直接意見を言うことは難しいという心理的要因は理解すべきです。意見が言える環境にするには、意見を言った者が不利益を被らないという保証が必要です。専門窓口の設置、弁護士との連携は効果的で、そういった組織の設置も含め、自社で可能な範囲での体制を作り、コンプライアンスへの意識改革の教育を徹底することが大切です。

コンプライアンス経営とは、法令遵守、社会的規範を守る経営であり、コンプライアンスリスクを最小限に押えることが、会社を守り事業の継続に繋がるのです。

著者プロフィール：Office SHIMADU 代表 島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法人会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。



法人会 は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「AIG損害保険株式会社」「アフラック生命保険株式会社」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

お問合せ先

大同生命保険株式会社 埼玉支社春日部営業所……………電話 048-734-3371
AIG損害保険株式会社 埼玉支店……………電話 048-641-4050
アフラック生命保険株式会社 埼玉総合支社……………電話 048-645-0861



お問い合わせ先



春日部法人会

法人会自主点検
チェックシートは
こちら

